

社会福祉法人 京都市下京区社会福祉協議会
役員等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条の規定に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 この規程でいう役員等とは、定款第18条第1項第2号に規定する監事とする。ただし、報酬を支給する範囲は、税理士等資格を以って選任された財務管理について識見を有する監事とする。

(支給金額)

第3条 支給する報酬は、税抜き年額 50,000 円とする。

(適用除外)

第4条 第2条に定める役員にあっても、関係公務員又これに類する役員等に対しては、これを適用しない。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は会長が別に定める。

(公 表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年6月19日より施行する。